豊中市森林整備計画　新旧対照表

現行	変更案
Ⅰ　伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項 1　（略） 2　森林整備の基本方針 市街地内の風致保安林として公益的機能の回復・充実を図るとともに、快適環境形成機能維持増進森林及び保健機能維持増進森林として保全する。 （1）　地域の目指すべき森林資源の姿 快適環境形成及び保健・レクリエーション及び文化機能の維持増進を図るため、有効な森林構成を維持し、美的景観の維持・形成に配慮した多様な森林整備を推進するとともに、枯損等により機能の低下が認められる箇所については、必要に応じて補植を行うなど、適切な施業実施に努めることとする。また、当該森林は市街化区域内に位置し、周辺には住宅が隣接しており、これら周辺住宅の快適環境形成機能も果たしているため、現状保存に努めることとする。 （2）　森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策 森林整備に当たっては大阪府が作成した府内の将来の森林のあるべき姿とそれを実現するための技術的手法を示す「大阪府森林整備指針（以下「指針」という）」に定める４つの目標のうち、「防災に配慮した森づくり」「多様な森づくり」の２つ	Ⅰ　伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項 1　（略） 2　森林整備の基本方針 市街地内の風致保安林として公益的機能の回復・充実を図るとともに、快適環境形成機能維持増進森林及び保健機能維持増進森林として保全する。 （1）　地域の目指すべき森林資源の姿 快適環境形成及び保健・レクリエーション及び文化機能の維持増進を図るため、有効な森林構成を維持し、美的景観の維持・形成に配慮した多様な森林整備を推進するとともに、枯損等により機能の低下が認められる箇所については、必要に応じて補植を行うなど、適切な施業実施に努めるものとする。また、当該森林は市街化区域内に位置し、周辺には住宅が隣接しており、これら周辺住宅の快適環境形成機能も果たしているため、現状保存に努めるものとする。 （2）　森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策 森林整備に当たっては大阪府が作成した府内の将来の森林のあるべき姿とそれを実現するための技術的手法を示す「大阪府森林整備指針（以下「指針」という）」に定める４つの目標のうち、「防災に配慮した森づくり」「多様な森づくり」の２つ

の目標に向けて指針の内容をふまえて実施するものとする。 風致保安林としての機能を回復した後に、快適環境形成機能維持増進森林及び保健機能維持増進森林として、森林の保全に努める。また、法令等による制限を遵守の上、必要により自然環境及び生物多様性の保全並びに景観の維持向上を図るための施業を実施するものとする。 ３　（略） Ⅱ　（略） Ⅲ　（略） 第１　（略） 第２　森林病害虫等の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項 １　森林病害虫等の駆除並びに予防の方針及び方法 森林病害虫等の森林被害発生に対して、森林病害虫等防除事業等を活用し、当該森林所有者及び一部の地域住民と連携して、早期発見、早期駆除及びまん延防止等に努めることとする。特に近年拡大しているナラ枯れ被害に対しては、歩道沿いや人家裏等、人的被害のおそれのある箇所を優先して対策を実施する。さらに、被害を受けにくい健全な森づくりを目指し、高齢木や大径木の伐採を進めることで森林の更新を図る。 ２　（略） ３　その他必要な事項	の目標に向けて指針の内容をふまえて実施するものとする。 風致保安林としての機能を回復した後に、快適環境形成機能維持増進森林及び保健機能維持増進森林として、森林の保全に努めるものとする。また、法令等による制限を遵守の上、必要により自然環境及び生物多様性の保全並びに景観の維持向上を図るための施業を実施するものとする。 ３　（略） Ⅱ　（略） Ⅲ　（略） 第１　（略） 第２　森林病害虫等の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項 １　森林病害虫等の駆除並びに予防の方針及び方法 森林病害虫等の森林被害発生に対して、森林病害虫等防除事業等を活用し、当該森林所有者及び一部の地域住民と連携して、早期発見、早期駆除及びまん延防止等に努めることとする。特に近年拡大しているナラ枯れ被害に対しては、歩道沿いや人家裏等、人的被害のおそれのある箇所を優先して対策を実施するものとする。さらに、被害を受けにくい健全な森づくりを目指し、高齢木や大径木の伐採を進めることで森林の更新を図るものとする。 ２　（略） （削除）

該当なし Ⅳ　（略） Ⅴ　その他森林の整備のために必要な事項 １～６　（略） ７　その他必要な事項 当該森林は、その全域が風致保安林として指定されているため、施業の実施にあたっては、法令等に定める制限を遵守し実施する。	Ⅴ　その他森林の整備のために必要な事項 １～６　（略） ７　土地の形質の変更に当たって留意すべき事項 土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、良好な自然環境を形成する森林等安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は、極力避けることとする。 土石の切取り、盛土等を行う場合には、気象、地形及び地質等の自然条件、地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施箇所の選定を適切に行うこととする。また、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、又は環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設等の設置並びに環境の保全等のための森林の適正な配置等適切な措置を講ずるものとする。 加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づき、制度の厳正な運用に寄与するよう努めるものとする。 ８　その他必要な事項 （１）　当該森林は、その全域が風致保安林として指定されているた

	め、施業の実施にあたっては、法令等に定める制限を遵守し実施するものとする。 （２）　当該森林の全域が風致保安林として指定されていることや林業に係る社会情勢を踏まえ、林業労働力の確保の促進に関する基本方針や「大阪府林業労働力の確保の促進に関する基本計画」にある林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着等の取り組みに寄与するよう努めるものとする。 （３）　当該森林の全域が風致保安林として指定されていることや森林に係る社会情勢を踏まえ、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）にある木材関連事業者による合法性の確認等の実施等の取り組みに寄与するよう努めるものとする。